

障がい第2067号  
令和6年（2024年）3月26日

各団体の長 様

熊本県健康福祉部子ども・障がい福祉局  
障がい者支援課長

改正障害者差別解消法の施行等について（通知）

日頃より、障がい者施策の推進について御尽力いただき、厚くお礼申し上げます。

県では、くまもと障がい者プランに基づき、障がいのある人もない人も、一人一人の人格と個性が尊重され、社会を構成する対等な一員として、安心して暮らすことのできる共生社会の実現に向けた取組みを総合的に推進しております。

さて、先にお知らせさせていただきましたとおり、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律が改正され、令和6年4月1日から施行されます。これにより、事業者（※）も合理的配慮の提供が義務化され、障がいのある方から「社会的なバリアを取り除いて欲しい」旨の意思表示があった場合、実施に伴う負担が過重でないときは、必要かつ合理的な配慮を講ずる必要があります。

また、県では、障害者差別解消法に先駆けて制定した「障害のある人もない人も共に生きる熊本づくり条例」において、すでに事業者に対する合理的配慮の提供については義務化しています。

そこで、改めて多くの方に条例や改正障害者差別解消法の概要について知っていただきたいと考えておりますので、関係団体等へも周知いただきますとともに、別添のとおり実施している出前講座について、会議や研修を行う場などにおいて、積極的にご活用いただきますようお願いいたします。

なお、内閣府ウェブサイト「障害を理由とする差別の解消の推進」には、事業分野ごとの相談窓口一覧や「つなぐ窓口」、「障害を理由とする差別の解消の推進相談対応ケーススタディ集」、事業者を対象とした改正法の周知用リーフレットなどが掲載されていますので、裏面のURL等ご参照くださいますようお願いいたします。

※事業者とは、目的の営利・非営利、個人・法人の別を問わず、同じサービス等を反復継続する意思をもって行う者となります。そのため、個人事業主やボランティア活動をするグループなども「事業者」に入ります。

（裏面あり）

**【参考資料等】**

■内閣府ウェブサイト「障害を理由とする差別の解消の推進」について

<https://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/sabekai.html>

- ・ 障害者差別に関する相談窓口「つなぐ窓口」  
[https://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/sabekai\\_tsunagu.html](https://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/sabekai_tsunagu.html)
- ・ 「事業分野相談窓口（対応指針関係）」  
[https://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/sabekai/pdf/soudan/taiou\\_shishin.pdf](https://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/sabekai/pdf/soudan/taiou_shishin.pdf)
- ・ 「障害を理由とする差別の解消の推進相談対応 ケーススタディ集」  
<https://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/tyosa/r04jirei/index-w.html>
- ・ 「令和6年4月1日から合理的配慮の提供が義務化されます！リーフレット」  
[https://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/sabekai\\_leaflet-r05.html](https://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/sabekai_leaflet-r05.html)
- ・ 「障害者差別解消に関する事例データベース」  
<https://jireidb.shougaisha-sabetukaishou.go.jp>
- ・ 「合理的配慮の提供等事例集」  
<https://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/jirei/example.html>

**【連絡先】**

熊本県健康福祉部子ども・障がい福祉局  
障がい者支援課 企画共生班 本田、田代  
TEL : 096-333-2236 FAX : 096-383-1739  
Email : honda-h-db@pref.kumamoto.lg.jp